

認可地縁団体の手引き

【令和5年度版】

第5版



〒634-8586

橿原市八木町1-1-18

橿原市役所市民協働課

TEL：0744-47-2638

FAX：0744-22-1991

目	次
1.認可地縁団体制度の概要	3
2.認可申請手続き	5
3.運営中の留意事項	8
4.登記手続にかかる留意事項と特例措置	9
5.認可の取消し・解散とその後の手続き	11
6.認可地縁団体の税法上の措置	13
<市町村税>	
・法人市民税	
・固定資産税	
・都市計画税	
<都道府県税>	
・法人県民税	
・不動産取得税	
・法人事業税	
<国税>	
・法人税	
・法人事業税・特別法人事業税	
7.Q&A集	16
8.自治会規約案	17
9.自治会役員向け各種書類サンプル	23
・臨時総会招集通知	
・議事録	
・総会委任状	
・総会表決書	
・会員異動（入退会）届	
10.申請様式集	30
・認可申請書	
・構成員名簿	
・財産目録	
・就任承諾書	
・同意書（財産の移転登記用）	
・認可地縁団体印鑑登録申請書	
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	

・地縁団体認可証明書交付申請書	
・告示事項変更届出書	
・規約変更認可申請書	
・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	
11.その他資料集	41
・関連法令	
地方自治法	
地方自治法施行規則	
法人税法（認可地縁団体制度に関して読み替え該当部分あり）	
権原市認可地縁団体印鑑条例（平成5年 権原市条例第12号）	
権原市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成5年 権原市規則第25号）	
・関連通知	
地方自治法の一部を改正する法律等の施行について	
（平成3年4月2日 自治行第37号）	
地方自治法の一部を改正する法律等の施行について	
（平成3年4月2日 自治行第38号）	
地方自治法施行規則の一部を改正する省令について	
（平成20年11月6日 総行行第150号）	
地縁による団体に係る認可事務について	
（平成21年4月1日）	
地方自治法施行令等の一部を改正する政令等の公布について	
（平成27年1月30日 総行行第22号）	
地方自治法の一部を改正する法律等の施行における留意事項（認可地縁団体）	
について	
（平成27年2月27日 総行住第19号）	
地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について	
（令和3年9月1日 総行市第85号）	
・市内の認可地縁団体の現状	
・全国の認可地縁団体の現状	

1.認可地縁団体制度の概要

認可地縁団体制度の目的

自治会・町内会等の地縁による団体が一定の要件を満たすことで法人格を取得し、地域的な活動に資することを目的とするものです。例えば、法人格を持つことにより保有している（保有予定である）不動産、又は不動産に関する権利を団体名義で登記することや、法人が契約主体となる事業活動などが可能となります。

団体名義での登記が必要になる背景

従来、自治会・町内会等の団体は民法上の「権利能力なき社団」に位置づけられ、その団体が保有している財産を団体名義で登記することができなかつたため、集会所や土地などを代表者や役員の個人名義や共有名義で登記されていました。しかし、代表者や役員が財産を勝手に処分されたり、登記名義人が亡くなったときに相続人と財産を巡ってのトラブルに巻き込まれたりといったケースが出てきました。

こうした財産上のトラブルを解消するために、平成3年に地方自治法が改正され、自治会・町内会等の団体が市長から認可を受け、法人格を取得することで団体名義での登記を行うことが可能となりました。

また、令和3年の法改正で不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市長から認可を受けることができるものとされました。

なお、地縁による団体が法人格を取得する方法はこの市町村長の認可をうける方法だけではありません。他の例として、公益財団法人／公益社団法人・一般財団法人／一般社団法人の制度を活用する方法などもあります。それぞれの制度の利点・欠点をよく理解し、地域の皆さんで話し合って実情にあう選択をしてください。

地縁による団体の定義

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体」と定義されており（法260条の2第1項）、その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる自治会・町内会といった団体は原則としてこれに該当します。

認可要件

認可に当たっては、次の4つの要件を満たす必要があり、申請書類等により市長が要件を満たしているか審査します。これまで一定の活動実績のある基盤

のしっかりした自治会は、ほぼこれらの要件を満たす基礎は備わっていると考えられますが、規約の見直しなど、多くの場合ある程度の作業が必要になってきます。

①地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです

②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

これは現に存在する自治会・町内会が、第三者から見ても明らかなように客観的な区域を定めていることが必要だということです。

③その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

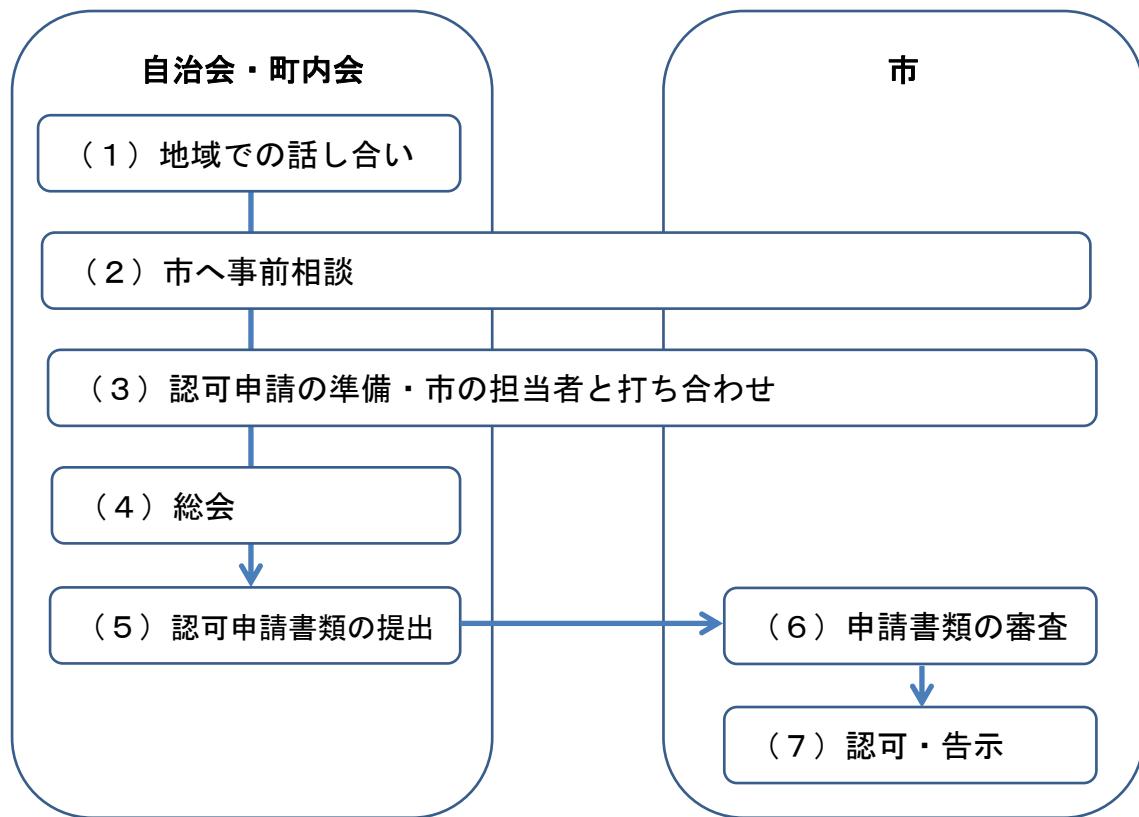
従来の自治会・町内会では、世帯が構成単位となっている場合が大半ですが、認可地縁団体では個人が構成単位となります。区域内に住んでいる全ての個人は、構成員となることが出できる必要があります。この「全ての個人」とは、区域に住所を有する個人であれば年齢・性別・国籍などの条件を付すことはできないという意味です。また、相当数とは区域の全住民が構成員となる必要はありませんが、概ね過半数が構成員である必要があります。構成員の単位が個人に変わるために、総会の際には個人単位で議事に対する賛否を法欠することになります。

④規約を定めていること。規約中には、次の事項が定められていること。

- | | |
|----------------|-------------|
| • 目的 | • 代表者に関する事項 |
| • 名称 | • 会議に関する事項 |
| • 区域 | • 資産に関する事項 |
| • 主たる事務所の所在地 | |
| • 構成員の資格に関する事項 | |

2. 認可申請手続き

認可申請の流れ



新たに地縁による団体として認可を受ける場合、上記のような流れで手続きを進めていきます。次に、個別のステップについて、順番にみていきましょう。

(1) 地域で認可申請の話し合い

まずは、認可に向けて地域の方々で慎重に話し合いを進めていただく必要があります。特に構成員の単位が世帯である団体が認可地縁団体となりますと、構成員が個人単位になり運営方法が大きく変わる部分が出てきますので、今後の活動に支障が出ないように自分の住む地域のために念入りに協議して下さい。

(2) 市へ事前相談

市の担当者が認可地縁団体に向けて手続きの一連の流れの説明をします。この部分で、認可にあたっての疑問点を解消していただくとともに、各自治会・町内会固有の事情等がある場合、よくご説明ください。

（3）認可申請の準備・市の担当者と打ち合わせ

認可に向けて総会で下記事項の決議が必要となりますので、市の担当者へ相談しながら準備してください。特に規約については必要な事項を入れることが法律で定められていることから、必ず事前に相談していただくようお願いします。

- ・規約（会則）改正案の作成…<サンプルP17>
- ・団体構成員名簿の作成…<様式P31>
- ・財産目録の作成…<様式P32>
- ・代表者の調整
- ・当該区域の確定

（注）集会所（自治会館や公民館等の名称のものを含む）以外の資産をお持ちで、団体名義での登記を行う場合、市担当者との打ち合わせの際に必ずお知らせください。

（4）総会（設立総会）の開催

従来の規約に従って開会し、下記の項目を議決する必要があります。必ず総会での決議となりますので役員会などの決議では認められません。また、総会後には議事録を作成していただく必要があります。この総会は、定例の総会であっても、また認可のために招集した臨時総会であってもかまいません。

（設立総会での議決事項例）

- ・認可の決議
 - ・規約改正
 - ・代表者の選出
 - ・役員の選出
 - ・構成員の確定
- （保有財産の登記を行う場合）
- ・保有財産の確定
 - ・資産の登記名義変更

※議事録の作成時の注意事項

総会議事録には、議長及び2名以上の議事録署名人の署名・押印をお願いします。議事録例（P25）を参考にして下さい。

(5) 認可申請書類の提出

次の書類を揃えて市へ提出して下さい。

- ・認可申請書…<様式P30>
- ・規約…<規約例P18>
- ・認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議事録署名人2名と議長の署名押印のある総会議事録の写し)
<サンプルP25・P26>
- ・構成員の名簿…<様式P31>
- ・財産目録…<様式P32~33>
- ・事業報告書、決算書、事業計画書、予算書
- ・申請者が代表者であることを証する書類(就任承諾書)…<様式P33>
- ・自治会区域図

(6) 申請書類の審査

認可要件を満たしているか書類審査します。審査期間は概ね2週間から1ヶ月程度かかります。場合により、書類の補正をお願いする場合や、追加資料の提出をお願いする場合もあります。

(7) 認可・告示

認可要件が満たされると認められる場合は市長が認可し、その旨を告示します。この告示をもって法人登記に代えることとなりますので、法務局等での法人登記は不要です。告示事項は以下のとおりです。

- ・名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ・代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ・規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ・認可年月日

認可後は自治会・町内会で保有している不動産、不動産に関する権利の登記を団体名義へと変更することができます。手続きについては以下の手順となります。

- ①市へ認可地縁団体印鑑の印鑑登録を行う。

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書…<様式P36>

(申請書には代表者個人実印、団体印押印)

- ・代表者実印の印鑑登録証明書…<市民窓口課にて交付>

※ただし、下記のような印鑑は団体印として登録できません。

- ・ゴム印その他変形しやすいもの

・印影が1辺8mm以下の正方形に収まるもの又は3cm以上の正方形に収まらないもの

- ・印影を鮮明に表しにくいもの

②市へ以下の証明書の交付申請（1通につき300円）

- ・認可地縁団体証明書交付申請書…<様式P37>

(代表者本人の個人実印、団体登録印押印、代表者実印の印鑑登録証明書)

証明書の発行には数日かかりますので、証明書は後日に送付いたします。

③法務局へ不動産の登記

法務局へ登記する際に必要な書類に関しましては、法務局へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ窓口】

〒634-0078

橿原市八木町1-6-12

奈良地方法務局橿原出張所

TEL：0744-22-3045

また認可を受けますと、法人となりますので、所轄の税務署・都道府県、市町村に法人設立届（法人設立申告書）の提出が必要となります。6. 認可地縁団体の税法上の措置（P13）とあわせてご覧頂き、必要な手続きをお願いします。

3. 運営中の留意事項

自治会等の地縁団体が認可を受けたとしても市の監督・指導を受けるわけではなく、従来どおり市との関係は変わらないため、地域のことは地域で良くしていこうという自治の精神は尊重されます。

しかし、運営に際して下記の事項を守っていただく必要があります。

(1) 告示事項に変更があったとき、市長に届け出ること

- 【必要書類】**
- 告示事項変更届出書（代表者の実印・団体印押印）
 ＜様式P38＞
 - 総会議事録写し
 - 団体印
 - 代表者の実印（印鑑登録のしてあるもの）
 - 代表者実印の印鑑登録証明書…<市民窓口課にて交付>
(かしほら市民カードを持参いただくと、市で公用として用意します。)
 - 代表者変更の場合は就任承諾書<様式P33>
 - その他、個別に指示する書類

(2) 規約を変更するときは市長の認可を受けること

規約の変更は、市長の認可を受けて初めて効力を生じます。規約変更の必要が生じた場合、総会を開く前に必ず市へご相談ください。

- 【必要書類】**
- 規約変更認可申請書（代表者の実印・団体印押印）
 ＜様式P39＞
 - 規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - 総会議事録写し…<サンプルP25>
 - 代表者実印の印鑑登録証明書…<市民窓口課にて交付>
(かしほら市民カードを持参いただくと、市で公用として用意します。)

- (3) 年度終了時に財産目録を作成し、主たる事務所に備え置くこと**
(4) 構成員に変更があれば名簿を更新し、主たる事務所に備え置くこと。
(5) 代表者は少なくとも毎年1回、通常総会を開催すること。
 (総会資料及び議事録を、市へご提出下さい。)
(6) 代表者が職務上第三者に加えた損害を賠償する責任を負うこと
(7) 正当な理由なく、区域に住所を有する個人の加入を拒まないこと
(8) 構成員に対し不当な差別的取扱いをしないこと
(9) 特定の政党のために活動しないこと

⇒市長は認可地縁団体が認可の要件を欠いたとき、不正な手段により認可を受けたときは、調査のうえ、その認可を取り消すことがあります。

4.登記手続にかかる留意事項と特例措置

地縁による団体が、市長の認可を受け、団体名義で不動産等の登記を行えることは既に解説しました。

認可を受ける前に、代表者や役員などの個人名義で登記を行っていた団体の不動産等については、「委任の終了」を登記原因として、管轄の法務局で登記手続きをとることになります。

ところが近年、新たな問題として、認可を受ける前の相当の期間に複数の名義により登記が行われており、かつ既に登記名義人の一部が亡くなつて相続登記が行われていない場合など、すでに登記義務者が判明しないケースにおいて、不動産登記法第60条の共同申請を行うための手続きをとることが非常に難しいことが問題視されるようになりました。

地縁団体の関係者があらためて登記義務者を探すための調査を行つたりする能力には限界があると考えられるからです。

そこでこのような場合に、特例措置として、地方自治法の規定に基づいて一定の要件を満たした認可地縁団体が、市町村長の行う手続きを経て証明書の発行をうけることで、単独で登記の申請ができる道が開かれました。

<認可地縁団体が登記の特例措置の適用を受けるための要件>

- ①不動産を有していること
- ②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員の構成員であった者であること
- ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れること。

- 特例措置の適用を受けるための手続きの流れ

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に、必要な書類を添えて、市に提出してください。

添付書類として必要になる書類とは、該当不動産が、地縁団体の所有に属するものかを疎明する書類です。個別にご相談ください。

②市長は、申請書類により、不動産の登記の特例措置を適用すべき要件を満たしているが審査し、満たしていると判断した場合には、申請を行った認可地縁団体がその所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、当該市町村長に対し、異議を申したるべき旨の公告を行います。

③3ヶ月以上の公告の期間内に異議の申立てが無かった場合

この場合、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったとみなされ、認可地縁団体は市町村長から公告をしたこと及び登記関係者が公告の期間内に異議を申し述べなかった旨を証明する証明書を交付します。

これにより、認可地縁団体は市町村長は当該団体を認可した日付をもって「委任の終了」があったとして登記手続きをとることになります。

なお、登記の際に添付する「登記原因を証する」書類は、市町村長が作成した地縁団体台帳の写しとなります。

④3ヶ月以上の公告の期間内に異議の申立てがあった場合

この場合、市町村長より、異議を申し述べた登記関係者等の氏名・住所・理由が認可地縁団体に通知され、公告による手続きは中止されます。

この後、当事者間で話し合いをおこなっていただくことになります。

5. 認可の取消し・解散とその後の手続き

・認可地縁団体が解散・清算となる場合

そして次の場合には、法人として解散することとなり清算、又は破産手続きに入ることになります。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 地方自治法第260条の2第14項の規定により、認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときに、市長がその認可を取り消した場合
- (4) 地方自治法第260条の21の要件を満たす総会の議決

（5）構成員の欠乏

なお、破産手続開始の決定による場合を除き、清算人には代表者がつくことになります。また規約で別段の定めをしたり、総会において代表者以外の者を選任した場合は、代表者以外のものが清算人となることも可能です。

また、解散した認可地縁団体であっても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまでは団体はなお存続するものとみなされます。

・残余財産の行方

さて、清算後、残余財産が発生した場合、そのように処理されるのでしょうか。まずは、規約であらかじめ定めがある場合は、その定めに従い、指定した者に帰属することになります。

規約であらかじめ残余財産の権利の帰属者を指定せず、又はその帰属者を指定する方法を定めなかった場合は、代表者は、市町村長の認可を得て、当該認可地縁団体の目的に類似する目的のためにその財産を処分することができます。ただし、この場合、総会の議決が必要です。

ここで、当該認可地縁団体の目的に類似する目的のために財産を処分することは、たとえば「良好な地域社会に維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う」ことを目的とする近接する自治会や町内会に財産を寄付するような行為を指すものと考えられます。

そして、これらのいずれの方法でも残余財産の処分が出来ない場合には、最終的に当該財産は市町村長に帰属することになります。

・清算終了の届出

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

6. 認可地縁団体の税法上の措置

地縁による団体は認可をうけると税務上どのような取扱いとなるのか、特に関係する主要な税目について説明します。

なお、認可をうける前に自治会等が所有していた不動産等を、認可を受けた地縁による団体の所有名義とする際には、無償譲渡である限り譲渡所得については課税は発生しません。

・法人市民税

法人市民税とは、市内に事務所・事業所・寮などを持っている法人に課される税金です。法人市民税は、資本金等の規模及び市内の従業員の人数によって金額が決定される「均等割」と、法人税（国税）の税額に一定の割合（平成28年8月現在は14.7%。ただし平成26年10月1日以降に開始する事業年度から12.1%）を乗じて金額が決定される「法人税割」の合計が税額となります。

法人税（国税）は収益事業を行い、収益を上げている法人にしか課税されない税金ですから、原則として収益事業を行うことを目的としない認可地縁団体に法人市民税の法人税割が課税されることはありません。

また、均等割についても、権原市減免取扱要綱（平成14年権原市告示第14号）第7条の規定に基づき、申請によって減免を受けることができます。

減免を受けるためには、毎年所定の時期に市民税課の窓口にて手続きが必要になります。

（お問い合わせ先：権原市役所市民税課 法人市民税担当）

・固定資産税／都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地や家屋といった固定資産を所有している人（法人含む）に資産に応じて課税される税金です。また都市計画税は、同様に毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋などの資産を持つ場合に課税される税金です。

認可地縁団体は、そもそも地縁による団体が保有する資産を適正に保有することを目的とする法人ですから、この固定資産税／都市計画税の課税対象となりえる資産を持っている場合が普通であると考えられます。

ただし、権原市では、権原市減免取扱要綱（平成14年権原市告示第14号）第10条の規定に基づき、公共的な目的に使用される資産であれば、固定資産税

／都市計画税が申請により減免される場合があります。

認可地縁団体が所有する固定資産で、公共的な用に供するものの代表例として集会所（公民館や自治会館などの名称のものも含む）があります。この場合、集会所用地、建物（750m²まで）、駐車場施設用地（500m²まで）が減免対象となり、申請書に位置図、分筆図、建物図面、そのほか指示された書類を添付して、橿原市役所資産税課に減免申請する必要があります。

また、集会所以外で公共的な用途に使用している資産があり、固定資産税／都市計画税の減免対象となるか否かすぐに判断できない場合は、申請により個別の判断を行います。具体的には、実際に市が現地の現況を調査するなどして最終的に減免対象となるかが決定されます。

減免は、税金の納期限の一週間前までが申請期限となります。申請にあたり、事前に資産税課窓口でよく相談を行うことが必要です。

（お問い合わせ先 橿原市役所資産税課）

・不動産取得税

認可地縁団体の制度目的からして、新たに不動産を取得する場合も大いに考えられますが、不動産を取得すれば不動産取得が課税されます。

不動産取得税の税額は原則として次のとおりです。

不動産取得税額＝不動産の価格（課税標準額＝固定資産評価額）×税率

※税率は、4%（ただし、取得日が平成30年3月31日までの場合は、土地は3%、家屋は住宅のみ3%とする特例（経過措置）が適用されます。

詳しくは、奈良県中南和税事務所（橿原市常盤町605-5 橿原総合庁舎内 TEL：0744-48-3001）までお問い合わせください。

・法人県民税

法人県民税は、県内に事務所、事業所等がある法人に対して課税される税金で、「均等割」と「法人税割」の合計が税額となります。原則として法人市民税と同様の考え方が適用されており、収益事業を行わない限り課税が発生することはありません。

詳しくは、奈良県中南和税事務所（橿原市常盤町605-5 橿原市総合庁舎内 TEL：0744-48-3001）

・法人事業税・特別法人事業税

都道府県税である法人事業税は、事業を行い所得が発生している法人に課税される税金です。ただし、一般的に収益事業を行わない認可地縁団体であれば、この税金について関係する場合は少ないと思われます。令和元年に地域間の税源偏在を是正する目的で創設された国税の特別法人事業税についても、同様の考え方です。

7. Q&A集

Q1.認可地縁団体になるメリットはなんですか？

法人としての手続きや活動ができるようになるので、運営の幅が広がります。その中でも、自治会・町内会等の不動産などの財産を団体名義で登記できるようになることが最も大きなメリットです。団体名義で登記を行うことができると、勝手に財産を処分されたり、登記名義者が変更するたびに登記し直したりといった自治会・町内会等の財産の制約をなくすにより、長く安定して財産を管理して頂くことができるようになります。

Q2.認可地縁団体になると私たちの生活の何が変わるの？

以前は構成員を世帯単位としている団体が多いと思いますが、認可地縁団体になりますと構成員の単位が世帯から個人へと変わります。したがって大きく変わるのは、総会時において従来に対象となっていた個人の方が出欠の有無を問われることとなります。

その他には全てが個人単位になるわけではなく会費や団体での活動など世帯単位としても差し支えはない場合もあります。ただし、会費等につきましては規約の中で定めておく必要があります。基本的には従来どおり自治の精神が尊重されますので、活動が大きく変わることはできません。

Q3.未成年者でも構成員の対象となるのですか？

認可地縁団体の構成員の対象は区域に住所を有する個人であれば年齢・性別・国籍などの条件を付すことはできないことになります。つまり、生まれたばかりの子どもであってもその対象となります。しかし認可地縁団体の構成員はその区域に住む全ての個人の過半数を超えていれば要件は満たすことができますので、対象にはなりますが必ずしも構成員にならなければいけないわけではありません。

Q4.未成年者の表決はどのようにするのですか？

未成年者でもその構成員の対象として除外することができませんので、構成員である場合は民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

Q5. 認可地縁団体同士で合併ができるようになったようだが？

市内の認可地縁団体同士であれば総会の決議を経て、合併することができます。

るようになります（令和5年4月1日施行）。この場合においても、市長の認可を受ける必要があります。

Q6. 土地改良区から認可地縁団体への組織変更制度ができたようだが？
小規模な土地改良区が、地域の実情に応じて継続可能な体制へ移行する場合に、県知事の認可を受け、地縁認可団体へ組織変更できる仕組みが創設されました。（令和5年4月1日施行）

8. 自治会規約案

○○自治会（町内会）規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) ○○○○○○○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○○○○○○○

（名称）

第2条 本会は、○○○会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、橿原市○○町△番×号から△△番××号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、奈良県橿原市○○町△番×号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人により○○に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から、○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前各項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の〇分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会

員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、権原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

9. 自治会役員向け各種書類サンプル

○○年○○月○○日

自治会会員 各位

○○自治会
会長 ○○ ○○

○○自治会臨時総会開催のお知らせ（通知）

平素より、○○自治会の活動にご理解・ご協力頂き、ありがとうございます。

さて、このたび当自治会では、会則第○条の規定に基づき、臨時総会を開催することになりました。

今回の臨時総会では、当自治会の法人化について必要な決定を行うことになります。この決定は、地方自治法第260条の2の規定に基づき、当会をこれまでの任意団体から、市町村長の認可により法人格をもった団体に変更するためのものです。

この変更が実現しますと、集会所の土地をはじめとする当自治会の財産が、自治会名義で登記可能となり、従来までの代表者名での登記や、役員による共同登記といった複雑な手続きから解放されます。

みなさんの自治会にとって大切な決定になりますので、ご多忙中おそれいりますが万障お繰り合わせのうえ、ご出席ください。

なお、当日ご都合のつかない方は、別紙の委任状（議決を委任する場合）又は表決書（臨時総会に出席せずに、議決に文書で参加する場合）を○○月○○日までに、○○○○までご提出ください。

記

1. 開催日時 ○○年○○月○○日 午後○○時から

2. 場所 ○○集会所会議室

（注）別紙総会次第及び議案をあらかじめご確認ください。

以上

令和〇〇年度　〇〇自治会臨時総会次第

日時：〇〇年〇〇月〇〇日

1. 臨時総会成立確認

1. 開会のことば

1. 会長あいさつ

1. 議長・議事録署名人（2名）の選出

1. 議案

議案第 1号 地縁による団体の認可申請について

議案第 2号 認可申請に係る会の代表者について

議案第 3号 新規約（案）の承認について

議案第 4号 構成員の確定について

議案第 5号 財産目録の確認と承認について

議案第 6号 別枠資産の承認について

（保有財産の登記を行う場合）

議案第 7号 資産の名義変更について

1. 閉会のことば

各議案の詳細については、別紙資料をご覧ください。

○○自治会臨時総会議事録

1. 日時 ○○年○○月○○日 午後○○時開会
2. 場所 ○○集会所会議室
3. 会員の現在数 ○○人
出席者数○○人
(内訳: 出席者○○名、委任状提出者○○名、表決書提出者○○名)
4. 開催の目的
 - 審議事項 議案第1号 地縁による団体の認可申請について
 - 議案第2号 認可申請に係る会の代表者について
 - 議案第3号 新規約(案)の承認について
 - 議案第4号 構成員の確定について
 - 議案第5号 財産目録の確認と承認について
 - 議案第6号 別枠資産の承認について
(保有財産の登記を行う場合)
 - 議案第7号 資産の名義変更について

5. 議事の経過の概要及び決議事項

定刻に会議は開始され、○○○○より現在の会員数及び出席者、また出席者の内訳として実出席者数、委任状提出者数、表決書提出者数の報告があり、規約に基づき臨時総会が成立している旨の発表がなされた。○○の開会宣言に続き会長の挨拶がおこなわれ、議長の選任手続きに移った。出席者の○○○○より、議長に○○○○を推したい旨の発言があり、これについて賛否を諮ったところ、出席者全員から異議なしとして拍手が起こったため、○○○○を議長に選任した。議長は議事録署名人2名の選任について諮ったところ、○○○○から○○○○と○○○○が適任であるとの声があがり、賛否について諮ったところ、出席者全員から異議なしとして拍手が起こったため、○○○○と○○○○を議事録署名人に選任した。

つづいて議長は議案○件を上程し、議事の審議に入った。

議案第1号 地縁による団体の認可申請について

当会を地方自治法に基づく地縁による団体として権原市長あてに認可を求めるについて説明し、諮ったところ、○〇〇〇より、認可の申請についての手順に関する質問があり、議長は役員の○〇〇〇に認可の手順及びスケジュールについての説明を求めた。○〇〇〇の説明が終了したあと、議長はさらに質疑はあるかとたずねたところ、発言がなかったため、挙手の方法により決がとられた。すると満場一致で承認となった。

議案第2号 認可申請に係る会の代表者について

当会を地方自治法に基づく地縁による団体として認可申請するにあたり、団体の代表者を現会長の○〇〇〇氏が就任することについて説明し、諮ったところ、質疑等はなく、満場一致で承認となった。

議案第3号 新規約（案）の承認について

当会を地方自治法に基づく地縁による団体として認可申請するにあたり、認可要件を満たす規約とするために現行の規約を廃止し、新たに規約を制定することについて、議長は役員の○〇〇〇に説明を求め、○〇〇〇の説明のあと諮ったところ、質疑等は特になく、原案のとおり満場一致で承認された。

議案第4号 構成員の確定について

当会の新規約の制定と、地縁による団体としての認可の申請に際し、当初の構成員となる者について、別紙構成員名簿を提示して諮ったところ、質疑等はなく満場一致で承認された。

•

(以下、途中省略)

•

以上をもち、予定された全ての議事の審議が終了し、議長は午後〇〇時〇〇分、閉会を宣言した。

本臨時総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇 〇〇

議事録署名人 〇〇 〇〇

議事録署名人 〇〇 〇〇

○○自治会臨時総会委任状

○○自治会長殿

私は○○自治会臨時総会の審議事項において_____に一任します。

○○年○○月○○日

住所：_____
氏名：_____ 印

○○自治会臨時総会 書面表決書

私は、○○年○○月○○日開催の○○自治会臨時総会の審議事項等について、下記のとおり表決します。

記

1. 議長選任・初期選出（議事録署名人2人）
・「議長に_____を、議事録所目人に_____並びに_____を選任する」
・「_____に一任する」

議案第 1号 地縁による団体の認可申請について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 2号 認可申請に係る会の代表者について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 3号 新規約（案）の承認について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 4号 構成員の確定について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 5号 財産目録の確認と承認について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 6号 別枠資産の承認について
【原案に賛成する・原案に反対する】

議案第 7号 資産の名義変更について
【原案に賛成する・原案に反対する】

○○年○○月○○日

○○自治会長 殿

住所：_____
氏名：_____印

※記載事項を訂正する場合は、二重線で消し、訂正印を押してください。

○○自治会 入退会（異動）届

○○自治会会長 殿

届出者住所 _____

届出者 _____ 印

（届出者連絡先： _____ ）

次のとおり会員の入退会（異動）について届け出ます。

異動種別	氏名	住所	異動事由	異動年月日
入会・退会		○○町 番地	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日
入会・退会		同 所	出生・転入・転出・死亡 ・その他()	令和 年 月 日

※ 世帯（家族）単位で異動がある場合も、該当者すべてご記入下さい。

※ 届出者連絡先には、日中でも連絡のつく携帯電話番号等をご記入下さい。

10. 申請様式集

申請書用様式（地方自治法施行規則第18条関係）

令和 年 月 日

(あて先) 檜原市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____ 印

住 所 _____

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

構成員名簿

令和 年 月 日現在

地縁による団体名 頁中 頁

財産目録

令和 年 月 日現在

団体の名称 _____ 自治会

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により所有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行なうためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

樋原市長 殿

令和 年 月 日 開催の第 通常総会において決議された
治会の役員就任について、就任することを承諾します。

会 長 () 住所	_____
	氏名	_____ 
副会長 () 住所	_____
	氏名	_____ 
副会長 () 住所	_____
	氏名	_____ 
会 計 () 住所	_____
	氏名	_____ 
監 事 () 住所	_____
	氏名	_____ 
監 事 () 住所	_____
	氏名	_____ 
理 事 () 住所	_____
	氏名	_____ 
理 事 () 住所	_____
	氏名	_____ 

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

理 事 () 住所 _____
氏名 _____ 印

様式第1号(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

権原市長 殿

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称						
	認可地縁団体の 事務所の所在地		丁目 番 号 権原市 町 番地の				
	資 格		氏 名			印 鑑	
	住 所				生年 月日	年 月 日	
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。							
申請者 <input type="checkbox"/> 本人 住所	権原市 町 _____						
<input type="checkbox"/> 代理人 氏名	印 _____						
(注意事項)							
<ol style="list-style-type: none">この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。登録しようとしている地縁団体印鑑を併せて提出してください。氏名の次には、当市において登録している個人の印鑑を押印してください。資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。							

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 檜原市長

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称			
	認可地縁団体の 主たる 事務所の所在地			
	資格	氏名	印鑑	
	住所	樅原市 町	生年 月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 樅原市 町

代理人 氏名 _____ 印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 個人の印鑑の登録証明書又は登録証明書交付承諾書を添付してください。
- 4 檜原市手数料徴収条例の規定により、1枚につき300円を徴収します。

公印使用確認	課長	主幹	課長補佐	係長	担当
令和 年 月 日					

認可地縁団体証明書交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 檜原市長

認可地縁団体の名称				
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	檜原市 町			
利用目的				
上記のとおり認可地縁団体証明書____枚の交付を申請します。				
申請者 住 所 _____				
氏 名 _____				
(注意事項) 檜原市手数料徴収条例の規定により、1枚につき300円を徴収します。				

公印使用確認	課長	主幹	課長補佐	係長	担当
令和 年 月 日					

申請書用様式（地方自治法施行規則第20条関係）

令和　年　月　日

(あて先) 檜原市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

様式（地方自治法第260条の3第1関係）

令和　年　月　日

(あて先) 檜原市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 (印)

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式 7 (地方自治法施行規則第22条の2関係)

令和 年 月 日

(あて先) 檜原市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

(印)

住 所 _____

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

1 申請不動産の登記事項証明書

2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

3 申請者が代表者であることを証する書類

4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

11. その他資料集

・関連法令

○地方自治法

(地縁による団体)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」であるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」であるのは「公益法人等(認可地縁団体及び」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

(規約の変更)

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録及び構成員名簿)

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(代表者)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(認可地縁団体の代表)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(代表者の代表権の制限)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したもの除き、すべて総会の決議によつて行う。

(総会の決議事項)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(認可地縁団体の解散事由)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(認可地縁団体の解散の決議)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続きの開始)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算認可地縁団体)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権申出の催告等)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算認可地縁団体についての破産手続の開始)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(事件の管轄)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(不動産登記法の特例の申請手続)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係

る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

(不動産登記法特例)

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(過料に処すべき行為)

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合においては、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

○地方自治法施行規則（妙）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約

- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行つてることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。
- 第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。
- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
 - 二 解散した場合(破産による場合を除く。)
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 解散事由
 - ヘ 解散年月日
 - 三 清算結了の場合
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算結了年月日
 - 四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第二十二条の二の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有权の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

○法人税法（認可地縁団体制度に関して読み替え該当部分あり）

（寄附金の損金不算入）

第三十七条

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附

金(前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内国法人である普通法人(認可地縁団体を含む。)、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・九の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人(認可地縁団体を含む。)のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 公益法人等(認可地縁団体及び一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。

○権原市認可地縁団体印鑑条例

平成5年 権原市条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づき、市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令による代表者の職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者

- (3) 法第 260 条の 10 の規定による特別代理人
 - (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 の規定による清算人
- (登録の申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、規則で定めるところにより自ら市長に申請しなければならない。

(登録)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体印鑑を登録することが適當と認めたときは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。

(登録印鑑の制限)

第 5 条 本市に登録することができる認可地縁団体印鑑は、1 認可地縁団体につき 1 個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録することができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが 1 辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は 1 辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適當でないと市長が認めたもの

(登録事項)

第 6 条 第 4 条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票には、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請等)

第 7 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を添えて、規則で定めるところにより、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 認可地縁団体の名称

(2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(3) 登録資格

(4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

(登録の廃止の申請)

第9条 登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を添えて、規則で定めるところにより、自ら市長に申請しなければならない。

2 登録者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、規則で定めるところにより、直ちに自ら市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出のうち認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の変更に係るものがあったときは、次条第1項の規定により登録を抹消すべき事由に該当する場合を除き、職権によりこれを修正することができる。

(登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 登録者の登録資格に変更が生じた場合

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと市長が認めた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場合

2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、規則で定めるところにより、当該登録者に対して通知するものとする。

3 市長は、第9条の申請があったときは、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあるのは「認可地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第9条中「登録者」とあるのは「登録者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(樞原市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、樞原市行政手続条例(平成8年樞原市条例第28号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○樞原市認可地縁団体印鑑条例施行規則

平成5年 樞原市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、樞原市認可地縁団体印鑑条例(平成5年樞原市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第2条 条例第3条の認可地縁団体印鑑の登録申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の申請書には認可地縁団体印鑑のほか、樞原市印鑑条例(昭和52年樞原市条例第13号)に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。

(登録申請の確認)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団

体登録台帳」という。)の記載事項及び前条の個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認するものとする。

2 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票の様式は、様式第2号とする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書)

第4条 条例第7条第1項の申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請の確認)

第5条 市長は、条例第7条第1項の認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項により当該申請書の記載事項について審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合し、当該申請が適正であることを確認するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第6条 条例第7条第1項の認可地縁団体印鑑登録証明書の様式は、様式第4号とする。

2 前項の認可地縁団体印鑑登録証明書は、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとする。

(登録の廃止申請書)

第7条 条例第9条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請及び亡失の届出は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第5号)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請及び届出について準用する。

(登録抹消通知)

第8条 条例第11条第2項の認可地縁団体登録印鑑の抹消の通知は、認可地縁団体登録印鑑抹消通知書(様式第6号)により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の改製)

第9条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票の印影が不鮮明となったときその他必要があると認めるときは、認可地縁団体印鑑の提示を求め、認可地縁団体印鑑登録原票を改製するものとする。

(文書の保存期間)

第10条 認可地縁団体印鑑に関する文書の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年

(2) 前号に掲げる以外の書類 3年

(その他)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 12 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

・関連通知

①地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（抄）

（平成3年4月2日　自治行第37号　各都道府県知事あて　自治事務次官通知）

第6 補則に関する事項

いわゆる自治会、町内会等町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）が当該団体の名義での不動産登記ができないことなどから財産上の種々の問題も生じているため、これらの制約を除去しうる途を開くよう法律上権利能力を付与するための所要の措置を講ずることとし、次のとおり定められたこと。

1 地縁による団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととされたこと。この場合、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味するものであること（法第260条の2第1項）。

2 地縁による団体の認可は左記（一）から（四）までのすべての要件を満たすものについて、その団体の代表者の申請に基づいて行われることとされたこと。

なお、前記の認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものであること。

（1） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

（2） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。即ち、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要するものであること。

（3） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（4） 規約を定めていること。

なお、前記の規約には①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を記載すべきものであること。

（法第260条の2第2項及び第3項）

3 地縁による団体の区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないものとされたこと（法第260条の2第4項）。

4 認可の申請を行った地縁による団体が、法第260条の2第2項各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、認可を行わなければならないものであること（法第260条の2第5項）。

5 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるこ

とが認可の要件とされており、認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないものであること（法第260条の2第7項）。

6 市町村長は、法第260条の2第1項の認可をしたときは、則第19条の定めるところにより告示しなければならないこととされたこと。この告示は、法人登記に代わるものであるため、取引の安全の確保の観点から、遅滞なく行わなければならぬものであること（法第260条の2第10項、則第19条）。

7 市町村長は、請求に応じ告示した事項に関する証明書の交付をしなければならないが、この交付事務については、法第228条の規定に基づき条例で定めるところにより手数料を徴することができるものであること。なお、郵送により証明書の交付を請求する者は、手数料のほか郵送料を納付して、その送付を請求することができるものであること（法第260条の2第12項）。

8 市町村長は、認可を受けた地縁による団体が法第260条の2第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消すことができるものであること（法第260条の2第14項）。

9 認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人に科される過料は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）により裁判所が科することとされたこと（法第260条の2第16項）。

②地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（抄）

（平成3年4月2日 自治行第38号 各都道府県総務部長あて 自治省行政局行政課長通知）

第5 地縁による団体に関する事項

いわゆる自治会、町内会等の地縁による団体については、当該団体の名義での不動産登記ができないことなど財産上の問題等種々の制約があり、これらの制約を除去し得る途を開くことにより地縁による団体が活動しやすくなるように、法律上権利能力を付与するための所要の措置が講じられたが、これらの措置については、以下に留意されたいこと。

1 法第260条の2第1項の「住所」とは法第10条1項に規定する「住所」であること。
2 法第260条の2第1項の「不動産又は不動産に関する権利等」とは以下のものとするものであること。

- (1) 不動産登記法（明治32年法律第24号）第1条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
- (2) 立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権
- (3) 登録を要する金融資産

3 法第260条の2第2項の認可の申請を行おうとする地縁による団体は、当該団体の総会において認可を申請する旨の決定を行うものとすること。この場合、認可の申請は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。）第18条に定める手続及び申請書類により行うものであり、保有資産目録又は保有予定資産目録を提出しなければならないものであること。

4 法第260条の2第1項の認可は、同条第2項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて確認の上行うものであるが、同項第1号の要件は地縁による団体の活動の実績を示す報告書等により、同項第3号の要件は構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認するものであること。

5 法第260条の2第2項第2号の「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」とは例えば、河川、道路等により区域が画されていることなどをいうものであること。

6 法第260条の2第1項の認可を受ける地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られているが、このことは、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではないこと。

7 法第260条の2第3項各号の事項については、次のことに留意するものであること。

(1) 第1号の「目的」は、地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に定めることが望ましいこと。

(2) 第4号の「事務所」とは、地縁による団体について一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものであること。

(3) 第5号の「構成員の資格に関する事項」においては、区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること及び当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければならないものであること。

8 法第260条の2第4項に規定する「相当の期間」とは、地域の実情に即して判断されるべきであるが、一般的には認可申請を行う地縁による団体が当該区域において安定的に存在していると認められる期間をいうものであること。

9 法第260条の2第7項に規定する「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいうものであること。

10 法第260条の2第9項の規定は、同条第1項の認可を受けた地縁による団体が、特定の政党のために利用されてはならないことを定めているものであること。

11 法第260条の2第12項の規定による証明書の交付は、則第21条に定める台帳の写しを交付することにより行うものであること。なお、この台帳は、永久保存すべきもの

であること。

12 法第260条の2第15項の規定において民法(明治29年法律第89号)第67条は準用されていないところであり、市町村長は法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体に対して一般的監督権限を有しないものであること。

③地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

(平成20年11月6日 総行行第150号 各都道府県総務部長あて 総務省自治行政局行政課長通知)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第118号。以下「改正規則」という。)は、平成20年11月6日に公布され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)の施行に伴う改正については平成20年12月1日から、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の改正については平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正は、地縁による団体が市町村長に対して行う認可申請手続や当該市町村における事務等について必要な規定の整備を行ったものです。

貴職におかれでは、下記事項に示した事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの周知願います。

記

1 整備法が平成18年6月2日に公布され、これにより地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部が改正され、並びに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第39号)により地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部が改正され、ともに平成20年12月1日から施行されること。

2 整備法による改正前の地方自治法第260条の2第15項の規定により、民法(明治29年法律第89号)及び非訟事件手続法(明治31年法律第14号)の規定を同条第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)に準用していたが、改正後は、地方自治法第260条の2第15項において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第4条及び第78条の規定を認可地縁団体に準用することとし、さらに、その他の準用規定を地方自治法に書き下ろすこととし別個の条項(第260条の3~第260条の39)として整備したため、地縁による団体が市町村長に対して行う認可申請等に係る規定や認可地縁団体の規約等において改正前の地方自治法等を引用している規定がある場合には、所要の規定の整備を行うことが必要となること。

3 改正規則による改正前の地方自治法施行規則(以下「旧規則」という。)に基づく申請、

届出、告示等及び旧規則に基づき、市町村長が作成する別記台帳様式（旧規則第21条関係）については、経過措置として、改正後の地方自治法施行規則中の相当する規定に基づくものとみなして取り扱うことができるとしていること（附則第2条関係）。

④地縁による団体に係る認可事務について（通知）

（平成21年4月1日 総行行第41号 各都道府県総務部長あて 総務省自治行政局行政課長通知）

表記のことについては、平成3年4月2日付け自治省行政課長通知により、従来より適切な対応をお願いしているところですが、このたび、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第6条第3項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部が変更され、平成21年3月27日に別添のとおり閣議決定されました。

今般の基本方針の変更は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁による団体」という。）の地域的な共同活動の実態等を踏まえ、同条同項に規定する「不動産又は不動産に関する権利等」の対象とする範囲を改めること等の広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置を新たに定めること等を内容とするものです。

このため、前記行政課長通知中記の第5二については、本通知によることとしましたので、貴職におかれでは、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 法第260条の2第1項の「不動産又は不動産に関する権利等」とは、以下のものとするものであること。

（1） 不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利

（2） 立木ニ関スル法律（明治42年法律22号）第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権

（3） 登録を要する金融資産

（4） その他地域的な活動に資する資産であって、登録を要する資産

2 1（4）の対象となる資産としては、例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両等を想定しているが、法第260条の2第2項に規定する認可の要件等を十分に踏まえ、各市町村の地域の実情に応じて適切に判断する必要があること。

3 1 (4) の資産については、法第260条の2第2項に基づき、地縁による団体の代表者が申請を行う場合に、不動産または不動産に関する権利等を将来確実に保有することを予定している団体にあっては、認可を行い得るものであること。

4 法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていないこと。

⑤地方自治法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)(抄)

(平成27年1月30日付け総行行第22号、総行住第11号、総行市第9号 総務省自治行政局長通知)

第4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

(1) 法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に①所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書、②地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。)第18条の規定により提出した保有資産目録等、③申請者が代表者であることを証する書類、④法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとされたこと。(則第22条の2関係)

(2) 法第260条の38第2項に規定する公告は、①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所、②申請書に記載された申請不動産に関する事項、③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨、④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項について行うものとされたこと。(則第22条の3第1項関係)なお、当該公告は、各市町村の掲示場に掲示する等の方法とともに、異議を述べることができる登記関係者等が当該市町村の区域内のみならず全国に存在しうると考えられるため、官報、インターネットの利用その他の適切な方法により、全国的に公告することが望ましいこと。

(3) 法第260条の38第2項の規定により異議を述べようとする登記関係者等は、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとされたこと。(則第22条の3第2項関係)

(4) 法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、則第22条の3第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとされたこと。(則第22条の4関係)

(5) 法第260条の38第5項に規定する通知は、則第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとされたこと。(則第22条の5関係) なお、当該通知書には異議を述べた者の個人情報が含まれているため、通知書の送付に当たっては、各市町村の個人情報保護条例等に照らして適切に取り扱うこと。

⑥地方自治法の一部を改正する法律等の施行における留意事項(認可地縁団体関係)について(通知)

(平成27年2月27日 総行住第19号 各都道府県総務担当部局長あて 総務省自治行政局住民制度課長通知)

地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第3号)の施行について、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項は平成27年4月1日から施行されますが、当該事項の法令の解釈及び運用上の留意事項について下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 法第260条の38 第1項関係

1 申請に当たっては、法第260条の38に規定する認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(以下「特例制度」という。)の対象とする不動産(以下「申請不動産」という。)について、申請書の記載事項に誤りがないよう添付書類の登記事項証明書の記載事項と突合すること。

なお、「別記様式に記載する『申請不動産に関する事項』の記載要領」(別紙)を参考にされたい。

2 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。)第22条の2第1項第2号の保有資産目録又は保有予定資産目録は、則第18条の規定により地縁による団体の代表者が認可の申請を行う際に提出したものを指すこと。当該書面に申請不動産の記載があることを確認し、記載がない場合には、申請不動産の所有に至った経緯等について、別の総会議決資料等を用いて確認すること。

3 則第22条の2第1項第4号に規定する法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料としては、以下の資料が想定されること。

(1) 法第260条の38第1項第1号及び第2号関係

認可地縁団体による申請不動産の所有の事実に加え、民法(明治29年法律第89号)第1

86条の規定により、①占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有するものと推定されること、②前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定されることを踏まえ、本件申請時点とその10年以上前の時点における認可地縁団体の申請不動産の占有事実を疎明するに足りる資料が必要であること。

これらは、申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等により、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有している事実を確認した上で、以下の資料と併せて疎明することが可能と考えられること。

なお、以下の資料の宛先又は名義が認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者となっている場合には、その趣旨が当該認可地縁団体を宛先又は名義とすることができなかったために、便宜上、上記のような宛先又は名義となっていることについて、当該認可地縁団体に対し確認する必要があると考えられること。

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

これらの入手が困難な場合は、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等により疎明することが可能と考えられるが、上記資料の入手が困難な理由書を提出させることが適当であること。

（2）法第260条の38第1項第3号関係

申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、以下の資料により疎明することが可能と考えられること。

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

これらの入手が困難な場合は、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等により疎明することが可能と考えられるが、上記資料の入手が困難な理由書を提出させることが適当であること。

（3）法第260条の38第1項第4号関係

申請不動産の登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続

人をいう。以下同じ。) の全部又は一部の所在が知れないとについては、以下の資料により疎明することが可能と考えられること。

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

なお、全部又は一部の所在が知れないととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないと疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなること。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいと考えられること。

第2 法第260条の38第2項関係

- 1 則第22条の3第1項第4号の異議を述べることができる期間とは、3月以上の各市区町村において定めた公告の期間であること。
- 2 則第22条の3第1項第4号に規定する異議を述べることができる方法とは、則第2条の3第2項及び第3項の規定により異議を述べる者が行うべき手続のことをいうものであること。

なお、後述4のとおり申出書への添付が必要な書類は登記関係者等(登記関係者又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者をいう。以下同じ。)の別により異なることから、登記関係者等が異議を述べるに当たり認知できるようにしておく必要があると考えられること。

- 3 則第22条の3第2項に規定する申出書の提出を受けるに当たっては、当該申出書に記載された事項について、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、法第260条の38第5項の規定により認可地縁団体に通知される旨(申出書様式の(注)を参照)説明すること。

- 4 則第22条の3第2項に規定する「登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類」とは、市区町村長において、異議を述べる者が登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類であり、主として以下のものを想定していること。

なお、原則として、「申請不動産の所有権を有することを疎明する者」は、登記関係者以外の者であること。

また、登記関係者等の別については、異議を述べる者において、申出書様式中「2 異議

を述べる登記関係者等の別」に記載（該当する項目にチェック等を付すことで対応可）すること。

なお、当該申出書に記載された登記関係者等の別については、市区町村長において、則第22条の5第2項に規定する通知書様式中「2(1)登記関係者等の別」にも記載すること。

登記関係者等の別	表題部所有者又は所有権の登記名義人	表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	所有権を有することを疎明する者
登記関係者等である旨	登記事項証明書	登記事項証明書 戸籍謄抄本	所有権を有することを疎明するに足りる資料
申請書に記載された氏名及び住所	住民票の写し 戸籍の附票の写し		

第3 その他

1 特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものであるが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではないこと。

2 特例制度は、法第260条の38第2項の公告の結果、法第260条の38第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体は、法第260条の39の規定に基づき不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例を享受できることとなり、特定の者のためにする事務であることから、法第260条の38第4項の規定により当該証する情報を提供する事務については、法第227条の規定により手数料を徴収することが可能と考えられること。

また、当該手数料の額を定めるに当たっては、申請不動産が地域的な共同活動を行うための不動産であることを考慮すること。

3 則第22条の2、第22条の3第2項及び第3項、第22条の4並びに第22条の5は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の適用があること。

なお、不動産登記法第18条第1号に基づき登記の電子申請が可能となっていることを踏まえ、法第260条の38第4項に規定する証する情報を電磁的記録により提供するに当たっては、認可地縁団体がその所有する不動産について、所有権の保存又は移転の登記の電子申請をする場合において、不動産登記令（平成16年政令第379号）第12条第2項に規定する要件を満たすよう、当該証する情報に電子署名を行う等登記の電子申請において支障のないよう留意すること。

⑦地方自治法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

（令和3年9月1日付け総行市第85号 総務省自治行政局長通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が令和3年5月19日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号。以下「第11次一括法」という。）が令和3年5月26日にそれぞれ公布され、これらの法律により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部が改正されました。

具体的には、デジタル社会形成整備法による法の改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされ、第11次一括法による法の改正により、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとされたところです。

上記改正に伴い、このたび、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第91号）が公布され、下記第2に掲げる日から施行されます。

貴職におかれでは、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）の一部改正に関する事項

1 デジタル社会形成整備法による法の改正に伴うもの

法第260条の18第3項に規定する電磁的方法について、次に掲げる方法とすること。なお、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとすること。（改正後の規則第22条の2関係）

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうち、

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

2 第11次一括法による法の改正に伴うもの

(1) 法第260条の2第2項に規定する申請において、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするとともに申請書の様式を改正するものとすること。

(改正後の規則第18条第1項及び第2項関係)

(2) 法第260条の38第1項に規定する申請において、認可地縁団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とし、申請不動産に関し、同項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類を加えるとともに申請書の様式を改正するものとすること。(改正後の規則第22条の2の2関係)

第2 施行期日に関する事項

第1における1について、令和3年9月1日から施行するものとすること。

第1における2について、令和3年11月26日から施行するものとすること。

第3 経過措置に関する事項

第11次一括法による改正前の法第260条の2第1項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の規則第22条の2の2第2号の書類は、この省令による改正前の規則第18条第4号に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができるものとすること。

第4 その他

第1における1について、電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があること。

<参考>

権原市内の認可地縁団体の現状

これまでに、権原市内で認可を受けた地縁による団体は次のとおりです。

No	名 称	認 可 日
1	飯高町自治会	H 5. 9. 28
2	曲川町自治会	H 7. 6. 20
3	木原町自治会	H 8. 1・25
4	地縁団体内膳町自治会	H 13. 3. 12
5	常盤町自治会	H 14. 10. 16
6	久米町自治会	H 17. 10. 3
7	地黄町第三区自治会	H 18. 12. 5
8	常門レインボ一垣内自治会	H 19. 4. 1
9	一町萩の本自治会	H 19. 6. 8
10	南小瀬町自治会	H 19. 12. 3
11	飛鳥荘苑自治会	H 21. 2. 20
12	山之坊団地自治会	H 21. 11. 24
13	十市団地自治会	H 21. 12. 10
14	高殿町自治会	H 23. 6. 21
15	葛本町自治会	H 23. 12. 12
16	別所町自治会	H 27. 11. 20
17	十市町自治会	H 27. 12. 15
18	小房町自治会	H 28. 6. 17
19	雲梯町第六区自治会	H 28. 11. 11
20	雲梯町3・4区自治会	H 28. 12. 22
21	大垣町自治会	H 29. 3. 27
22	東坊城町弓場区自治会	H 29. 9. 6
23	東坊城町神田区自治会	H 30. 4. 20
24	見瀬町自治会	R 2. 10. 7
25	四条新町自治会	R 4. 1. 17
26	慈明寺町自治会	R 4. 7. 6
27	醍醐団地自治会	R 5. 9. 7

市内自治会数 237自治会 H30年2月 現在

(地区別自治会数	耳成	・	・	・	26
	多	・	・	・	3
	八木	・	・	・	49
	鴨公	・	・	・	11
	香久山	・	・	・	13
	畠傍	・	・	・	29
	白樺	・	・	・	30
	今井	・	・	・	3
	真菅	・	・	・	22
	金橋	・	・	・	42
	新沢	・	・	・	9

全国の認可地縁団体の現状（総務省調べ）

平成16年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体の総数

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
認可地縁団体総数	28,863	31,559	33,644	35,564	37,297
(対前年度増加率)	(一)	(9.3)	(6.6)	(5.7)	(4.8)
当該期間中の認可団体数	3,115	2,700	2,096	1,945	1,721
当該期間中の認可取消団体数	13	4	11	25	32

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
認可地縁団体総数	39,090	40,776	42,397	44,008	45,612
(対前年度増加率)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(3.8)	(一)
当該期間中の認可団体数	1,801	1,621	1,632	1,619	1,578
当該期間中の認可取消団体数	8	5	11	8	11

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
認可地縁団体総数	47,065	48,453	49,734	51,030
(対前年度増加率)	(3.2)	(2.9)	(2.6)	(2.6)
当該期間中の認可団体数	1,466	1,395	1,292	1,308
当該期間中の認可取消団体数	13	7	11	12